

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

西条市立西条東中学校

はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、近年の急速な情報技術の発展により、インターネットへの動画の投稿など、新たないじめ問題も生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せている。

こうした中、今一度、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、学校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

このため、本校では、いじめ早期発見の手だてやいじめが起きた場合の対応のあり方等のポイントを具体的に示すとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を加え、いじめ問題を学校全体として正しく理解するため、「いじめ防止基本方針」としてここに作成した。

学級担任をはじめ教職員一人一人がまずは熟読するとともに、学校において校内研修を実施するなど積極的な活用を図り、「命を輝かす生徒」を育むことによって、すべての生徒が生き生きとした学校生活を過ごすことが出来る環境を築いていけるものとする。

1 いじめ防止のための基本的な方向に関する事項

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめ防止対策推進法 第三条

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの禁止

いじめ防止対策推進法 第四条

- 1 児童等は、いじめを行ってはならない。

(3) いじめの定義

いじめ防止対策推進法 第二条

- 1 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観

を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

（文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より）

(4) いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校 4 年生から中学校 3 年生までの 6 年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は 1 割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も 1 割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気や形成されるようにすることが必要である。

（文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より）

2 いじめ防止のための内容に関する事項（未然防止のための取組）

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるた

めに、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取組の重要性について国民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より)

(1) 学級経営の充実

- ・ 生徒に対する受容的、共感的態度により、生徒一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級をつくる。
 - ・ 生徒の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団をつくる。
 - ・ 正しい言葉遣いのできる集団を育成する。(いじめの大半は言葉によるものであり、人権意識に欠けた言葉遣いへの指導が重要である。)
 - ・ 学級のルールや規範がきちんと守られるような継続的な指導を行う。また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底する。
 - ・ 欠席・遅刻・早退の日数等によって生徒の実態を把握する。
 - ・ 学級担任として、自らの学級経営のあり方を定期的に見つめ直し、見直しをもって指導にあたる。
- ※ 学級担任と生徒が、いわゆる「なれ合い」になっている学級は、いじめが発生しやすい。

(2) 人権・同和教育の充実

- ・ いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、生徒に理解させる。
- ・ 生徒が人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

(3) 道徳教育の充実

- ・ 道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・ 「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・ 生徒の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ・ 生徒の心が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

(4) 体験活動の充実

- ・ 生徒が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
- ・ 福祉体験やボランティア体験、職場体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

(5) 生徒の主体的な活動

- ・ 生徒自身がいじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるような働きかけを行う。そのために、すべての生徒がいじめの問題への取組についての意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかを、教職員はチェックするとともに、陰で支える役割に徹する。

(6) 分かる授業づくり

- ・ 指導方法の振り返りや他の教員の授業参観、教材研究等、授業改善に取り組む。
- ・ すべての生徒に学習での自己有用感を高め、少しでも達成感や充実感等での居場所づくりとするため、

授業において話し合い活動等の共通実践を実施する。

- ・ 「学習三原則」を設け、授業規律の共通理解・共通指導を行う。
- (7) 特別活動の充実
- ・ 生徒会が中心となって、いじめ防止の訴え、解決を図れるような自発的、自治的活動を行うような働きかけを支援する。
 - ・ 生徒会が中心となり、生徒が挑戦することで、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画、実施する。
- (8) 相談活動の整備
- ・ 生徒の相談窓口は原則学級担任であるが、教職員誰にでも相談できることを周知するとともに、相談内容によって複数の教員が対応できるよう、普段から協力体制を築いておく。
 - ・ 教育相談アンケートを実施し、全生徒を対象とした教育相談活動を進める。(学期に1回実施。)
- (9) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策
- ・ 携帯等の使用について保護者啓発や生徒対象の講話等を実施する。個人情報や、誹謗中傷の書き込みがないように、情報モラル教育や指導を継続して行う。保護者に対しても、具体的な実態をもとに「家庭でのルールづくり」について、啓發文書を配布する。
- (10) 発達障害等への共通理解
- ・ 特別支援学級に在籍する生徒、もしくは通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒の中には、他の生徒との間に何らかのトラブルが生じた際に、自分の思いや苦しさを表現することが困難な生徒も在籍している。
 - ・ 学級での発言内容、表情、及び行動の変化等について情報交換を行う。
 - ・ 個別の指導計画を立てるなど、指導方針を共有する。
 - ・ 休み時間、清掃、給食の時間帯など学級担任一人では見守りきれない時間帯をカバーできるよう指導体制作りを行う。
 - ・ 保護者との連携を密に行い、家庭での発言内容や表情、及び行動の変化等について情報を得る。
 - ・ 発達障害やその傾向のある生徒を特別視するのではなく、他の生徒よりも「つまずきやすい」生徒という見方で「集団指導」を工夫する。
 - ・ 「つまずきやすい」生徒に対して、個に即した助言や支援を行う。
 - ・ 「つまずきやすい」生徒だけでなく、すべての生徒が互いの特性等を理解し合い、助け合って共に伸びていこうとする「集団づくり」を進める、分かりやすい授業づくりを進める。
- (11) 校内研修の充実
- ・ 発達段階に応じた、いじめの心理について研修を行う。
 - ・ 構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムや、ソーシャルスキルトレーニング(相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル)等について研修を行う。
 - ・ 特別な支援を必要とする生徒に関わる情報を、全教職員で共有できる機会を確保する。
 - ・ 「チェックリスト」(別紙)を活用し、いじめを発見する際の子どもの見方や観察の観点を共通理解したり、いじめを見逃さないために教師の感性を豊かにしたりする。
- (12) 保護者への啓発
- ・ 授業参観や保護者懇談会の開催、HP、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
 - ・ PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
 - ・ インターネットによるいじめについて、保護者に広く啓発して家庭での目配りを依頼する。
- (13) 学校相互間の連携協力体制の整備

- ・ 小学校からの引継ぎを行う。(入学前、入学後の2回、随時)
- ・ 被害生徒と加害生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、被害生徒・保護者に対する支援、及び加害生徒に対する指導、その保護者に対する助言を行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

3 いじめの早期発見（いじめを見逃さない・見過ごさないための手だて）

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より)

(1) いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとる。

《分類》

《抵触する可能性のある刑罰法規》

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる・・・脅迫、名誉毀損、侮辱
- イ 仲間はずれ、集団による無視

(※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要)

- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする・・・暴行
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする・・・暴行、傷害
- オ 金品をたかられる・・・恐喝
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする・・・窃盗、器物破損
- キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする・・・強要、強制わいせつ
- ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる・・・名誉毀損、侮辱

(2) 指導体制の確立

いじめへの対応は校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教員や特定の教員が抱え込むのではなく、情報を共有し、組織的に対応することが必要である。いじめがあった場合の組織的な対応を可能とするよう、平素からこれらの対応のあり方について、すべての教職員で共通理解を図る。

気になる変化が見られた、遊びやふざけなどのようにも見えるものの気になる行為があった等の場合、例えば5W1H(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)を付箋紙等に簡単にメモし、教職員がいつでも共有できるようにしておく。そうして得られた目撃情報等を毎日集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制をつくる。

いじめ問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

(3) 早期発見のための研修

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒達の様子に目を配る。「生徒達がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒達と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発覚に効果がある。また、教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をする。

成長の発達段階からみると、生徒達は小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたのかなど担任を中心に情報を収集し学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を

行い、関係修復にあたる。

必要に応じて気になる生徒には日記を書かせたりすることで、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係を構築する。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(4) アンケート等調査の工夫

実態に応じて随時実施することにする。学期途中に1回以上のアンケートを実施。いじめられている子どもにとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮し実施する。また、アンケートはあくまでも発覚の手だての一つであるという認識をもつ。

(5) 相談活動の充実

日常生活の中での教職員の声かけ等、生徒達が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものである。

また、定期的な教育相談週間を設けて、生徒を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備することが必要である。本校では、定期テストの時期を利用し、全校生徒を対象に教育相談を実施する。

(6) 保護者との連携・情報の共有

保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築く。

問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておく。

生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接する。

(7) 地域及び関係機関との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭と連携する。例えばPTAのみならず社会教育団体をはじめ関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や児童生徒をまもり育てる協議会等の開催など情報共有体制を構築しておく。

例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や学校の設置者が、関係機関による取組と連携する。

(8) インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

いじめ防止対策推進法 第十九条

- 1 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。
- 3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及

び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報という。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

4 いじめに対する措置（早期対応、認知したいじめに対する対処）

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

（文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より）

いじめ防止対策推進法 第二十三条

- 1 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。
- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(1) 学校の対処

ア 事実確認

- ・ いじめに関わる相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・ 保護者からの訴えに対し、「うちのクラスにいじめはない」とは言わない。事実を調べ、いじめがあれば生徒を必ず守る旨を伝える。
- ・ 被害生徒については、いじめを受けた悔しさやつらさにじっくり耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。
- ・ 加害生徒については、まず中立の立場で事実確認を行う。話しやすい話題から入りながら、嘘やごまかしのない事実確認を行う。
- ・ 把握すべき情報

誰が誰をいじているのか？（加害生徒と被害生徒の確認）
いつ、どこで起こったのか？（時間と場所の確認）
どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？（内容）
いじめのきっかけは何か？（背景と要因）

いつ頃から、どのくらい続いているか？（期間）

イ 組織「いじめ対策委員会」での対応

- ・ いじめ発生の事実が明らかになった場合は、緊急に「いじめ対策委員会」（5いじめの防止のための組織の設置を参照）を開き、指導方針や教師の役割を決定する。
- ・ いじめの解消に向けて取り組むには、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを原則とする。ただし、いじめが重篤な場合や被害生徒側と加害生徒側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応する。

ウ 被害生徒・保護者に対する説明、支援

- ・ いかなる理由があっても、いじめられた生徒に対して徹底して味方になる。学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- ・ 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、生徒のよさや優れているところを認め、励ます。授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。
- ・ いじめている側の生徒との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。
- ・ 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師の連絡先を教える。
- ・ 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を保護者に正確に伝える。学校として徹底して生徒を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・ 保護者に対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者から生徒の様子について情報提供を受ける。
- ・ 電話で簡単に対応しない。「お子さんにも問題があるからいじめに遭う」など誤った発言をしない。

エ 加害生徒への指導及び保護者への支援

- ・ 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。「いじめは決して許されない」ことを分からせ、責任転嫁等を許さない。
- ・ いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・ いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- ・ 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。
- ・ 授業や学級活動、部活動等を通じて、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。
- ・ 事情聴取後、保護者に来校願い、事実を経過とともに伝え、その場で生徒に事実の確認をする。相手の生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・ 保護者に、指導の経過と生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・ 保護者を非難したり、これまでの子育てを批判したりすることは避ける。

オ 教育委員会への報告・連絡・相談

- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

カ 安全措置（緊急避難等が必要な場合）

- ・ 被害生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

キ 懲戒

- ・ 指導の効果があがらず、他の生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、「いじめ対策委員会」と生徒指導部が連携し、出席停止等の懲戒処分を校長の判断で措置を検討する。

いじめ防止対策推進法 第二十五条

- 1 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

学校教育法 第十一条

- 1 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし体罰を加えることはできない。

学校法施行規則 第十三条

- 1 校長及び教員が生徒等に懲戒を加えるに当たっては生徒等の心身の発達に応じる等教育上必要な配慮をしなければならない。
 - ① 懲戒のうち退学、停学及び訓告の処分は校長がこれを行う。
 - ② 前項の退学は、公立の小学校、中学校、盲学校、聾学校または養護学校に在学する学齢児童または学齢生徒を除き、次の号の一に該当する児童等に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者。
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者。
 - (3) 正当の理由がなくて出席常でない者。
 - (4) 学校の秩序を乱しその他学生又は生徒として本分に反した者。
 - ③ 第2項の停学は学齢児童又は学齢生徒に対しては行うことができない。

ク 出席停止

- ・ 被害生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・ 出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。被害生徒の心身の安全が脅かされる場合等、被害生徒をいじめから守りぬくために、必要があればいじめた生徒に対し転学や退学について弾力的に対応することと規定されている。保護者から、他の学校に転校したい旨の申し出があれば、学校は柔軟に対応し生徒の将来を見据えた指導を行う。

ケ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき

- ・ 学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、教育委員会及び警察署に相談し、連携して対応する。

コ 生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき

- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。(→6 重大事態への対処を参照)
- ・ 相談等を行うべきか否か判断に迷うような場合も含め、警察等に対しては積極的に「相談」する。円滑な連携を図るために、警察等の関係機関の担当者と、日頃から顔の見える関係を築いておく。
- ・ 被害生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合は、「相談」を飛越えて直ちに警察に「通報」する。

5 いじめの防止のための組織の設置

いじめ防止対策推進法 第二十二条

- 1 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、ハートなんでも相談員、その他校長が必要と認める者（学級担任、部活動顧問等）

(3) 活動内容

- ア いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- イ いじめ防止に関すること
- ウ いじめ事案に対する対応に関すること
- エ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること

(4) 開催

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

6 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法 第二十八条

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
 - 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(1) 重大事態とは

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

（文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より）

(2) 調査組織「学校いじめ調査委員会」を開く。

ア 構成員

- ・ 「いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者（学校評議員、PTA役員、学校医など）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

イ 対応

- ・ 「いじめ対策委員会」でいじめの疑いに関する情報を収集し、共有する。

ウ 報告

- ・ 学校は西条市教育委員会を通じて西条市長へ、事態発生について報告する。
- ・ 西条市教育委員会が重大事態の調査の主体を判断する。

エ 調査（文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より）

- ・ 学校を調査主体とした場合、「学校いじめ調査委員会」で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかり向き合う。
- ・ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

(ア) 被害生徒からの聴き取りが可能な場合

被害生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、被害生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施を行う（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、加害生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

被害生徒に対しては、事情や心情を聴取し、被害生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

(イ) 被害生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、被害生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

オ 調査結果の提供・報告

- ・ 調査により明らかになった事実関係について、被害生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(ア) 被害生徒及びその保護者への適切な情報の提供

「学校いじめ調査委員会」の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、被害生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

(イ) 調査結果の報告

「学校いじめ調査委員会」の調査結果については、教育委員会に報告し、教育委員会を通じて、市長に報告する。

なお、被害生徒又はその保護者が希望する場合には、被害生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて、市長に提出するものとする。

カ 事後措置、再発防止

西条市教育委員会と相談し、義務教育段階の生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

また重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

7 資料（チェック表、リーフ、法など）

文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」

国立教育政策研究所「生徒指導リーフ」
学校教育法、いじめ防止対策推進法、学校教育法施行規則
チェックリスト（別紙）

8 学校評価

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

9 ホームページでの公開について

いじめ防止基本方針について、ホームページ「西条東中学校—学校公式サイト」にて公開する。

(別紙)

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 掲示物が破れていたり落書きがあったりする
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている

いじめられている生徒

●日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしな
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

●授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする

●昼食時

- 好きな物を他の生徒にあげる
- 他の生徒の机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる

●清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

●その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 服に靴の跡がついている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 手や足にすり傷やあざがある

- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- いじめている生徒
- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の生徒に指示を出す
- 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉をつかう